

【就労アセスメント実施の流れ】

※アセスメント実習利用時は放課後等デイサービスの利用はできません。

時期	高等部2年次								高等部3年次							新年度
	4月～5月	6月	7月～8月	8月～9月	9月～10月	10月	11～12月	3月	4月～5月	6月	7～8月	10月	10～12月	1～3月	4月	
特別支援学校	福祉サービスの説明 ※ダイレクトB含む ・ダイレクトB希望者(家族)に対して実習後面談同席についての了解		実習後家族面談 就労継続支援A型 就労移行 自立訓練 希望 就労継続支援B型 希望 計画相談介入中 就労継続支援B型 希望 計画相談未介入		計画相談・就労移行希望者 ダイレクトB希望者面談 ・計画書作成 ・行政提出		アセスメント実施結果受領※ダイレクトBの場合		アセスメント会議の実施		実習後家族面談 進路についてある程度方向性が決まる		移行支援計画の作成 就労移行支援会議			
家族・本人	実習先の選定報告		春実習		実習先の選定報告		秋実習(10月～11月)		春実習 ※ダイレクトB希望者について2年次秋実習にてアセスメント実習が行われなかった場合ここで行う。		秋実習(10・11月) ※西部特支・天童特支は必要者に応じ実施		卒業後の進路先利用の行政にてサービス申請		受給者証が行政から送付	福祉サービス利用開始
計画相談	介入中のケースに対し、必要に応じて情報提供		面談同席 ・就労継続B型利用妥当性 ・秋実習先の検討・協議 ・サービス利用手続きにおける役割分担		面談同席 ・ダイレクトB希望者面談 ・計画書作成 ・行政提出		アセスメント実施結果受領※ダイレクトBの場合		アセスメント会議の実施		計画相談介入中 介入中の計画相談がサービス利用について相談受付 計画相談未介入 アセスメント実習時の対応事業所もしくは通い先や住まい等の条件に合う計画相談が介入		計画作成に伴う本人(家族)面談等		計画書の作成・提出 モニタリング面談	
委託相談	簡単な情報提供		面談同席 アセスメント実施 ・就労継続B型利用妥当性 ・秋実習先の検討・協議 ・サービス利用手続きにおける役割分担		面談同席 ・ダイレクトB希望者(家族)を計画相談につなぐ		アセスメント実施結果受領※ダイレクトBの場合		アセスメント会議の実施		・予定していた計画相談が状況により介入困難な場合、必要に応じて他の計画相談へつなぐ。					
就労移行支援事業所					実習前打合せ		就労アセスメント実施		アセスメント実施結果連絡票の作成 関係者への提示		アセスメント会議の実施				事業所への進路先(サービス種別)フィードバック	
行政			暫定支給(就労移行)利用申請 + 者みなし申請 受理		サービス等利用計画案 受理		暫定支給決定						本支給(就労B型)利用計画案 受理 サービス等利用計画案 受理		本支給決定	

ご家族等への福祉サービス事業の説明機会について

**学校**  
・高2：アセスメント実習説明時  
・高3：年度初めや実習後面談時

**相談支援**  
・高2：実習後家族面談時(計画・委託)  
・進路の方向性が決まったの介入依頼時や随時

※双方で異なる説明にならないように、どのような説明をしたかの情報共有が必要です。

アセスメント実施に向けた面談時の確認内容

- ①就労アセスメントの妥当性について
- ②秋実習先についての検討・協議
- ③実習方法(ア～エ)についての検討・協議

- ア：就労移行支援事業所で実施
- イ：夏季休暇等の長期休暇に実施
- ウ：学校へ就労移行支援事業所の方に来ていただき実施
- エ：施設外実習としてB型事業所に就労移行支援事業所の方に来ていただき実施

※措置入所や、成人サービスの利用ができない方等は就業・生活支援センター等にて実施する場合があります。

打合せ等について

**実習前打合せ**  
・相談支援(計画相談・委託相談)が参加できるように事前の調整をして下さい。  
推奨参加者：本人・家族・学校・事業所  
計画相談(必要に応じて委託相談)

**アセスメント会議(振り返り面談)**  
・卒業後の進路の方向性について、本人・家族・学校・支援者間で確認して下さい。  
その際に、今回初めて関わった計画相談の事業所の場合には、卒業後も支援が可能かどうか併せて確認して下さい。  
・学校から委託相談に相談し、計画相談支援事業所につながった場合には、今後の方向性を含めた実習後の報告をして下さい。

アセスメント実施結果連絡票の評価について

・就労移行支援事業所は、アセスメント結果連絡票を作成し、本人・家族・学校・計画相談(委託相談)に提示して下さい。  
・アセスメント実習の評価により、就労継続支援B型以外の評価も受けた、もしくは本人の特性上特定の事業所でなければ通所が難しい等と判断された場合には、支援機関で結果連絡票の根拠を基にした進路検討や意識づけを行って下さい。  
・アセスメント実施結果連絡票に記載されている『今後の参考となる所見』欄も大事な根拠になります。

就労移行支援会議について

・特別支援学校卒業後、就労系障害福祉サービスを利用する場合に、サービス事業所や支援機関において必要な支援が適切に行われるよう、引継ぎとして行われる会議です。  
・参加者は、本人・家族・学校・卒業後利用する障害福祉サービス事業所、計画相談支援事業所です。  
・本会議にてアセスメント実施結果連絡票の評価内容を共有し、卒業後の就労支援に活かして下さい。

**アセスメント実施機関へのフィードバックについて**  
・就労移行支援会議終了後、就労アセスメントを実施した就労移行支援事業所と、進路先となった障害福祉サービス(事業種類)を共有して下さい。就労アセスメントの質の向上と、支援機関における今後の連携につながります。